保護樹林の指定解除について(諮問第193号)

樹林の所在地	東大泉二丁目27番	樹林	43	指定年月日	S60.11.1
				面積	339m²

				凹作	333111
解除事由	みどりを愛し守りはぐ 必要が生じたため。	くむ条例第	22条第1項	第3号に基2	づき、公益上の
経緯	当該樹林は、東京都市 ある。平成26年3月の第 る3,653㎡の保護樹林につ る当該樹林については土 用法に基づく収用対象と このたび、事業者であ 絡があったため、指定を	140回練馬區 DNで、先行 地所有者が なっており る国土交通	区緑化委員会 テして一部解 任意買収に 解除を保留 省より当該	kの諮問を経 解を行った 応じなかった していた。	て、区有地であ が、民有地であ たため、土地収
案内図	32 31 32 31 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	28 〈に公園 ·目的広場 元調節池 樹林No.4	27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 2	26 東大泉二丁目線地 26 25 13 三原台中学校 tNersyma FC i ty	7 (C) 2009 GSI.